

フロン類回収業登録申請の手引き

1 はじめに

この手引きは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づくフロン類回収業の新規（更新）登録申請のための申請書作成の手引きです。

2 申請書等

申請書類は次のとおりです。

- フロン類回収業登録（登録の更新）申請書（様式第三）
- 法第 56 条第 1 項各号に該当しないことを誓約する書面（別記様式第 16 号）
- 添付書類（添付書類一覧参照）

なお、様式等は廃棄物対策課窓口で入手可能なほか、インターネットの次のアドレスから入手可能です。

<http://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/sanpai/jidosha/1008814/index.html>

>自動車リサイクル法関係申請・届出様式集

3 申請にあたっての留意事項について

添付書類一覧を本手引きに掲載していますので、よくご確認の上、添付漏れのないようにしてください。また、申請書については、記載例を参考に作成してください。

添付書類のうち、住民票等の公的機関から発行される証明書については、申請日の3ヶ月前以内に発行された**原本（コピー不可）**を添付してください。なお、同時に他の自動車リサイクル法関連の許可申請・届出又は産業廃棄物処理業関係の許可申請・届出を行う場合には、証明書の原本は申請書・届出書のいずれか1つに原本を添付し、他の申請書・届出書にはコピーを添付することで構いません。

申請日の3ヶ月以上前に発行された証明書を添付された場合は、証明書について再提出いただく場合がありますので留意願います。

また、申請書を提出前にセルフチェックシートで記載内容や添付書類に不備・不足がないか確認をしてください。

4 変更届出及び廃業届出について

フロン類回収業の登録後に次の内容が変更になった場合やフロン類回収業を廃業した場合は、変更・廃業の日から30日以内に変更届出が必要です。詳細は別途変更届出書作成の手引きをご覧ください。

※ 届出が必要な変更事項

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名（法人の場合）
- ・ 事業所の名称及び所在地
- ・ 役員（業務を執行する社員、取締役、監査役、執行役等）の氏名
- ・ 法定代理人の氏名及び住所（事業者が未成年者の場合）
- ・ 回収しようとするフロン類の種類
- ・ フロン類の回収の用に供する設備の種類、能力及びその数

5 申請の手続きについて

(1) 提出部数

新規（更新）登録申請書の提出部数は1部です。ただし、申請者控えが必要な場合は別途作成してください。

(2) 受付時間

平日の午前9時から午後5時まで受付しています。

(3) 申請方法

登録申請については、面談審査が必要なため郵送では受け付けていません。お手数ですが、直接窓口へ申請書を提出してください。なお、申請される場合には、なるべく事前に来庁したい日時等を電話で予約していただくようお願いします。

(4) 更新登録申請に係る受付日

登録有効期限の概ね1ヶ月前から受け付けています。

(5) 登録に係る審査期間

登録申請に係る標準処理日数は30日（新規及び更新）です。ただし、申請書に不明な事項等があった場合に、申請者が申請書を追加・補正する期間は標準処理日数に含まれません。

(6) 登録の有効期間

登録の有効期間は5年間です。5年を超えてフロン類回収業を行う場合は、登録の更新が必要です。

なお、更新登録については、登録期限日までに更新登録申請を行っていただければ、更新に係る審査中に登録期限が過ぎてしまっても「登録」又は「登録の拒否」の処分が下されるまでは従前の登録は有効となります。

(7) 申請手数料及び納入方法

新規（更新）登録申請手数料は、**4,500円**です。

申請手数料分の盛岡市収入証紙（岩手県収入証紙と間違えないように留意してください。）を申請書と併せてご用意してください。申請手数料は、市長が登録を拒否した場合や、申請を取り下げた場合であっても還付できませんので、御注意ください。

なお、盛岡市収入証紙は若園町分庁舎では販売しておりませんので、お手数ですが盛岡市役所本庁舎2階の会計課出納係又は盛岡市保健所6階の岩手県食品衛生協会盛岡市支会で購入してください。

(8) 申請書提出先

盛岡市環境部廃棄物対策課

郵便番号 : 020-8531

住所 : 盛岡市若園町2番18号
(若園町分庁舎3階)

電話番号 : 019-626-7573 (ダイヤルイン)
019-651-4111 (代表)

FAX番号 : 019-626-4153

e-mail : haitai@city.morioka.iwate.jp

<若園町分庁舎案内図>



【添付書類一覧表】

公的機関から発行される証明書については、申請日の3ヶ月前以内に発行された原本（コピー不可）を添付してください。

申請者	添付書類
1 申請者が個人の場合	① 法第56条第1項各号に該当しないことを誓約する書面（別記様式第16号） ② 住民票（ <u>本籍地記載のもの、外国人にあっては国籍等記載のもの</u> ） ③ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（登記されていないことの証明書）（※） ④ フロン類回収設備の所有権を有すること（又は、使用する権原を有すること）を証する書類（納品書、借用書等） ⑤ フロン類回収設備の種類及びその設備能力を説明する書類（カタログ、仕様書等）
（申請者が未成年者の場合）	上記①～⑤に加えて <u>法定代理人に係る次の書類</u> ⑥ 住民票（ <u>本籍地記載のもの、外国人にあっては国籍等記載のもの</u> ） ⑦ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（登記されていないことの証明書）（※）
2 申請者が法人の場合	① 法第56条第1項各号に該当しないことを誓約する書面（別記様式第16号） ② 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ③ 役員全員分の住民票（ <u>本籍地記載のもの、外国人にあっては国籍等記載のもの</u> ） ④ 役員全員分の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（登記されていないことの証明書）（※） ⑤ フロン類回収設備の所有権を有すること（又は、使用する権原を有すること）を証する書類（納品書、借用書等） ⑥ フロン類回収設備の種類及びその設備能力を説明する書類（カタログ、仕様書等）
3 行政書士が代理人として申請する場合	上記の添付書類及び <u>委任状</u>

※ 法第56条第1項第1号（心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者（精神の機能の障害によりフロン類回収業を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者））に該当しないかどうかを審査するために求める書類です。登記されていないことの証明書によらない場合、当該業務を適切に行うことができる能力を有することが確認できる書類を御提出いただきますので、事前に御相談ください。

登記されていないことの証明書は、法務局（盛岡地方方法務局 電話：019-624-1141）で取得可能です。請求方法は、直接法務局にお問い合わせください。

(参考)

事業所が複数ある場合、次の表を参考に一覧表を作成してください。

(別紙) フロン類回収業事業所一覧

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	回収しようとするフロン類の種類		フロン類回収設備の種類、能力 (g/min) ごとの台数					
						CFC		HFC		CFC、HFC兼用	
				CFC	HFC	200以上	200未満	200以上	200未満	200以上	200未満

- ※1 事業所一覧は、必要事項が網羅されていれば任意の様式で構いません。
- ※2 記入方法は、フロン類回収業登録（更新）申請書（様式第三）の内容に準じます。

記載例

様式第三（第五十条関係）

フロント類回収業 登録
登録の更新 申請書

※登録番号	2110xxxxxx
※登録年月日	令和××年×月×日

令和××年×月×日

「登録」と「登録の更新」で該当しない方を二重線で消去してください。

更新の場合にのみ、登録通知書を確認の上、登録番号及び登録年月日を記載してください。

盛岡市長 様

(郵便番号) 020-xxxx
 住所 岩手県盛岡市〇〇町×番×号
 氏名 株式会社〇〇自動車販売
 代表取締役 盛岡 太郎
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 019-xxx-xxxx

住民票（個人申請の場合）又は法人登記事項証明書（法人申請の場合）に記載の住所及び氏名又は名称を正確（ハイフンなどで省略しないでください。）に記載してください。

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロント類回収業の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏名	役職名
もりおか たろう 盛岡 太郎	代表取締役
いわて じろう 岩手 次郎	取締役
もりおか はなこ 盛岡 花子	監査役
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏名	該当なし
住所 (郵便番号)	電話番号
法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
名称	該当なし
(ふりがな) 代表者の氏名	住所 (郵便番号)
住所 (郵便番号)	電話番号

役員の氏名

申請者が法人の場合に記載してください。記載にあたっての留意事項は次のとおりです。

- 法人の登記事項証明書に記載の役員全員（監査役も含まれます。）について記載してください。
- 役員以外にも業務を執行する執行役等がある場合には記載してください。
- 記載欄が不足する場合は、「別紙のとおり」と記載し、役員の氏名一覧を添付してください。
- 氏名にはふりがなを記載してください。

法定代理人の氏名及び住所

申請者が個人で、かつ未成年者の場合に記載してください。記載にあたっての留意事項は次のとおりです。

- 法定代理人の氏名及び住所は住民票のとおりに記載してください。
- 法定代理人が複数人いる場合は、「別紙のとおり」と記載し、法定代理人の氏名・住所を記載した一覧表を添付してください。
- 氏名にはふりがなを記載してください。

法定代理人の役員の氏名（事務を執行する社員、取締役、執行役員はこれらに準ずる者、未成年者でありかつその法定代理人が法人である場合に記入すること）

（ふりがな） 氏名	役職名

事業所の名称及び所在地

（ふりがな） 名称	株式会社〇〇自動車販売
所在地	（郵便番号）020-xxxx 岩手県盛岡市〇〇町×番×号 電話番号 019-xxx-xxxx

回収しようとするフロン類の種類

CFC	<input type="radio"/>
HFC	<input type="radio"/>

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
CFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HFC兼用	1台	台

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 3 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

事業所の名称及び所在地
 フロン類回収業を行う事業所の名称を記載してください。記載にあたっての留意事項は次のとおりです。
 (1) フロン類回収を行う事業所が複数ある場合は、「別紙のとおり」と記載し、事業所一覧表を添付してください。
 (2) 事業所の名称にはふりがなを記載してください。

回収しようとするフロン類の種類
 (1) 回収しようとするフロン類の種類に○印を記入してください。
 (2) **事業所が複数ある場合は、事業所ごとに欄を複数設けるか、「別紙のとおり」と記載し、「事業所一覧」に(1)の内容を記入してください。**

フロン類回収設備の種類、能力及び台数
 (1) フロン類の回収に用いる設備の台数を設備の種類及び能力ごとに記入してください。
 (2) **事業所が複数ある場合は、事業所ごとに欄を複数設けるか、「別紙のとおり」と記載し、「事業所一覧」に(1)の内容を記入してください。**
 (3) **次の内容を説明する書類を設備ごとに添付してください。**
 ア) 設備の所有権（使用権）を示す書類（納品書の写し、賃貸借契約書の写し等）
 イ) 回収するフロンの種類・能力を示す書類（カタログ、仕様書等）

盛岡市収入証紙貼付欄

自動車リサイクルフロン類回収業（新規・更新） 4,500円

- ※ はがれないように、枠の中にしっかりと糊付けしてください。
 ※ 既納の手数料は還付できませんのでご注意ください。

盛岡市収入証紙貼付欄
 盛岡市収入証紙を4,500円分購入し、貼付欄に貼付してください。申請書受付後は手数料は還付できませんのでご注意ください。
 盛岡市収入証紙は若園町分庁舎では販売しておりませんので、お手数ですが盛岡市役所本庁舎2階の会計課出納係又は盛岡市保健所6階の岩手県食品衛生協会盛岡市支会で購入してください。

フロン類回収業の登録・登録更新申請に係るセルフチェックシート

申請書を提出する前に、全てのチェック欄が「○」となるよう作成してください。
 なお、具体的な作成方法は、記載例や添付書類一覧を確認してください。

○ 様式関係

1 フロン類回収業登録・登録の更新申請書（様式第三）

チェック内容	チェック欄
① 申請者の住所、氏名が法人登記事項証明書（ <u>法人の場合</u> ）又は住民票（ <u>個人の場合</u> ）と一致していますか？	
② <u>行政書士が代理人申請する場合</u> 、申請者欄に記載されていますか？ また、申請者から行政書士への委任状が添付されていますか？	
③ <u>更新の場合</u> 、登録番号及び登録年月日は、登録通知書と一致していますか？	
④ <u>申請者が法人の場合</u> 、役員（取締役、監査役）全員について記載されていますか？また、役員の氏名・役職名は法人登記事項証明書と一致していますか？	
⑤ 全ての事業所の名称と所在地が記載されていますか？ （複数事業所がある場合は、「別紙のとおり」と記載し、（別紙）フロン類回収業事業所一覧を添付してください。⑥、⑦についても同様です。）	
⑥ 回収しようとするフロン類の種類に「○」が記載されていますか？	
⑦ フロン類回収設備の種類、能力及び台数の欄に、設備の種類・能力ごとに台数が記載されていますか？	
⑧ 手数料貼付欄に <u>4,500 円</u> 分の <u>盛岡市収入証紙</u> が貼り付けられていますか？	

○ 添付書類関係

1 申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面（別記様式第 16 号）

チェック内容	チェック欄
① 申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面（別記様式第 16 号）が添付されていますか？	
② 別記様式第 16 号に申請者の氏名が記載されていますか？	

2 フロン類回収設備の所有権（所有権を有しない場合は使用する権原）を証する書類

チェック内容	チェック欄
① 所有権を有する書類（納品書等の写し等）又は使用する権原を証する書類（設備の賃貸借契約書の写し等）が添付されていますか？	
② <u>設備が複数ある場合</u> 、設備ごとに①の書類が添付されていますか？	

3 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

チェック内容	チェック欄
① フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類（仕様書、カタログ等）は添付されていますか？	
② <u>設備が複数ある場合</u> 、設備ごとに①の書類が添付されていますか？	

4 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（**法人の場合**）

チェック内容	チェック欄
① 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、発行後3ヶ月以内のものですか？	

5 申請者（**個人の場合**）、役員（**法人の場合**）、法定代理人（**申請者が未成年の場合**）に係る住民票（**外国人の場合は、外国人登録原票記載事項証明書**）・登記されていないことの証明書（※）

チェック内容	チェック欄
① 申請者本人（ 個人の場合 ）、役員全員（ 法人の場合 ）又は法定代人全員（ 申請者が未成年の場合 ）の住民票（ 本籍地記載のもの、外国人にあっては国籍等記載のもの ）及び登記されていないことの証明書（※）が添付されていますか？	
② 住民票は、発行後3ヶ月以内のものですか？ また、住民票は本籍地が記載されているものですか？	
③ 登記されていないことの証明書（※）は、発行後3ヶ月以内のものですか？	

（※）登記されていないことの証明書によらない場合、当該業務を適切に行うことができる能力を有することが確認できる書類を御提出いただきますので、事前に御相談ください